

下水管路施設の管理業務における包括的民間委託 導入ガイドライン骨子(案)

導入ガイドライン目次（案）

【本編】

ガイドライン目次(案)

第1章 はじめに

- 1.1背景
- 1.2目的
- 1.3包括的民間委託導入の意義
- 1.4ガイドライン(案)の構成
- 1.5用語の定義

第2章 下水管路施設の管理業務における包括的民間委託導入スキーム(案)

- 2.1対象とする標準的な業務
- 2.2業務の基本的な導入プロセス(案)
- 2.3標準的な発注手法について
- 2.4標準的な作業フロー(案)
- 2.5発注時に必要な資料

導入ガイドライン目次（案）

【本編】

ガイドライン目次（案）

第3章 下水管路施設の管理業務における包括的民間委託導入時の検討事項

- 3.1プロジェクトチームの立ち上げ
- 3.2事業目的・効果の明確化
- 3.3業務内容の概要整理
- 3.4内部説明および予算の確保
- 3.5委託内容等の決定
- 3.6事業者の選定方法
- 3.7具体的なスケジュール設定
- 3.8公告資料作成にあたっての基本的な考え方
- 3.9維持管理の質の向上を目指した仕組みづくり

第4章 今後の課題について

- 4.1事業効果の検証
- 4.2管理業務以外のパッケージ化について

導入ガイドライン目次（案）

【参考資料編】

ガイドライン目次（案）

- ◆下水管路施設の包括的民間委託導入事例
 - 先行導入事例（業務内容、仕様、課題、留意事項、効果等の紹介）
 - モデル都市における取組事例（業務内容、仕様、課題、留意事項等の紹介）
- ◆標準仕様書（案）、標準契約書（案）
- ◆その他検討資料

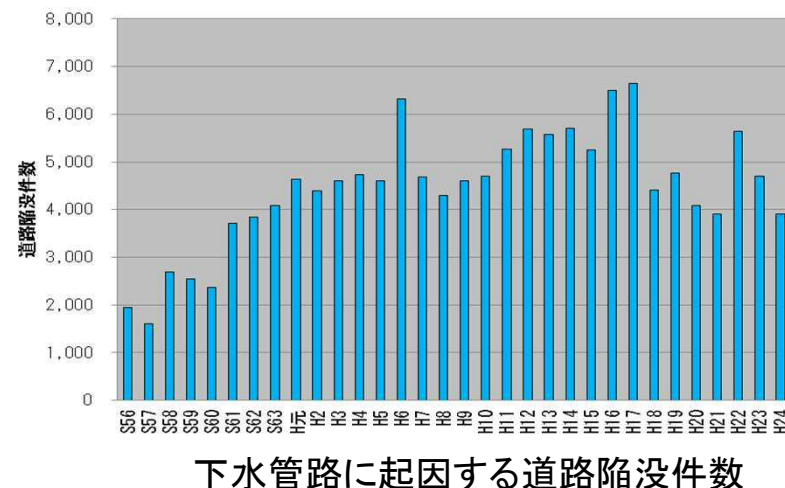
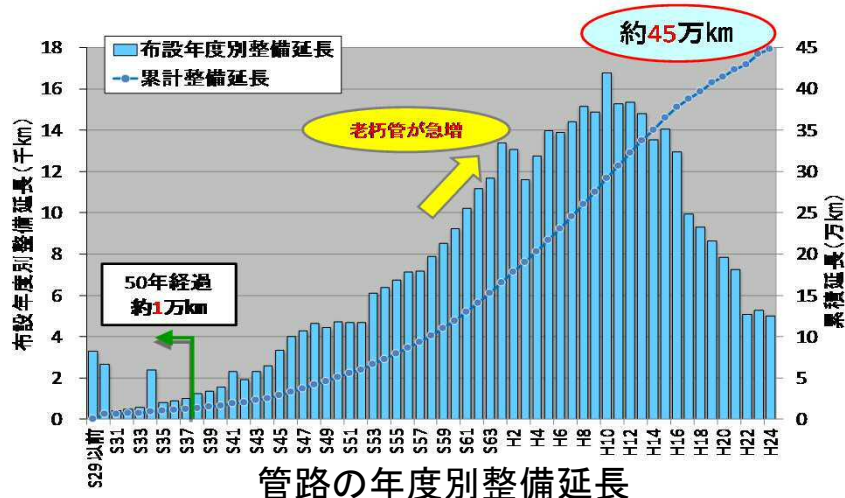
第1章 はじめに

1.1 背景

今後、急増していく老朽化施設を原因とした下水道施設の機能停止や事故の発生が懸念されている。これらの課題を未然に防止するためには、下水道システム全体でのコストの最小化や事業費の平準化を図るアセットマネジメントに基づく予防保全型の施設管理を実践していく必要があるが、そのための有効なツールとして、民間の創意工夫を活かした維持管理の効率化と質の向上の期待される包括的民間委託が注目されている。

下水道施設の維持管理の現状と今後のあり方～事後対応型から予防保全型へ～

- 下水道整備の進展に伴い、平成24年度末現在、全国の下水道普及率は約76%に達し、下水道管路施設延長約45万km、下水処理場数約2,200箇所にあつた膨大なストックを有して今後、老朽化施設の急増による下水道施設機能への影響が懸念されている。
- 国土交通省においては、下水道関係者が計画的かつ効率的な下水道施設の老朽化対策を行うために当面講ずべき施策等について検討を行うことを目的として、「下水道施設の老朽化対策に関する検討委員会」が設置され、平成25年10月2日に最終提言が公表されている。
- 下水管路施設の維持管理は、不具合が生じてから対応する事後対応型維持管理が中心となっているのが現状であり、予防保全型の計画的な維持管理業務のよりどころとなる維持管理計画の策定率は、約3割に過ぎない。

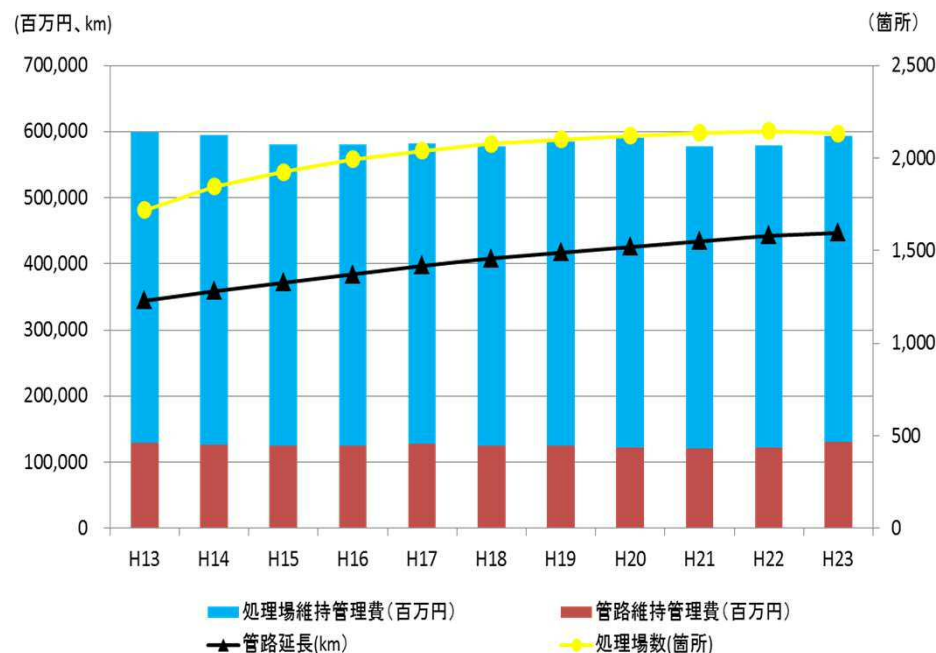


第1章 はじめに

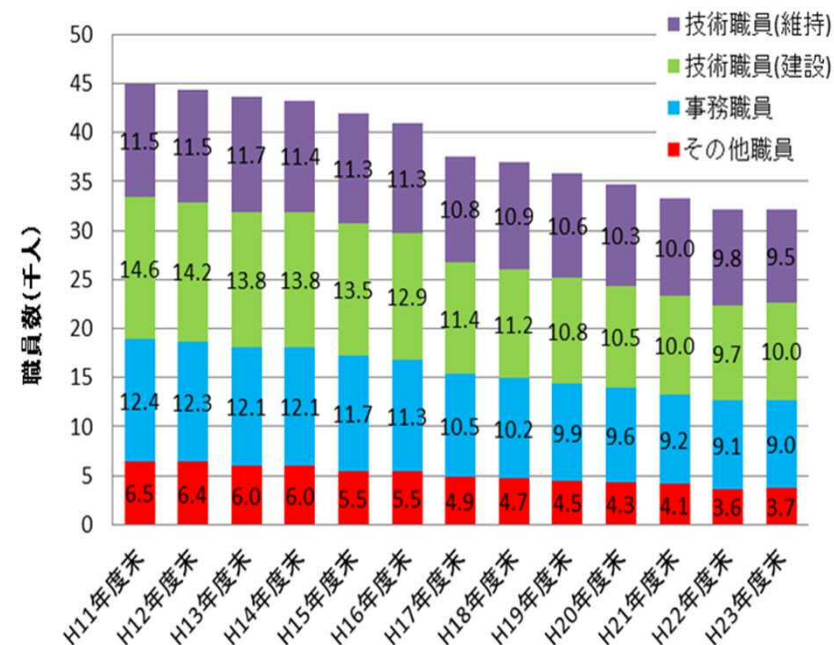
1.1 背景

下水管路施設の維持管理の現状と改善の方向性～職員数の減少→民間リソースの活用～

- 維持管理が必要な管路延長及び処理場数は年々増加している一方で、自治体の財政面等の制約により、下水道施設の維持管理費は横ばいあるいは減少傾向にある。このため、下水道部署の職員、中でも技術職員数の削減が進んでおり、特に中小の自治体においては深刻な状況となっている。
- 下水道施設の機能停止や事故の発生を未然に防止するためには、下水道システム全体でのコストの最小化や事業費の平準化を図るアセットマネジメントに基づく予防保全型の施設管理を実践していく必要があり、そのためには、民間の創意工夫を活かした維持管理の効率化と質の向上が期待される包括的民間委託が有効な支援ツールになり得るものと期待される。



処理場数、管路延長および維持管理費の推移



全国の下水道部署正規職員数の推移

第1章 はじめに

1.2 目的

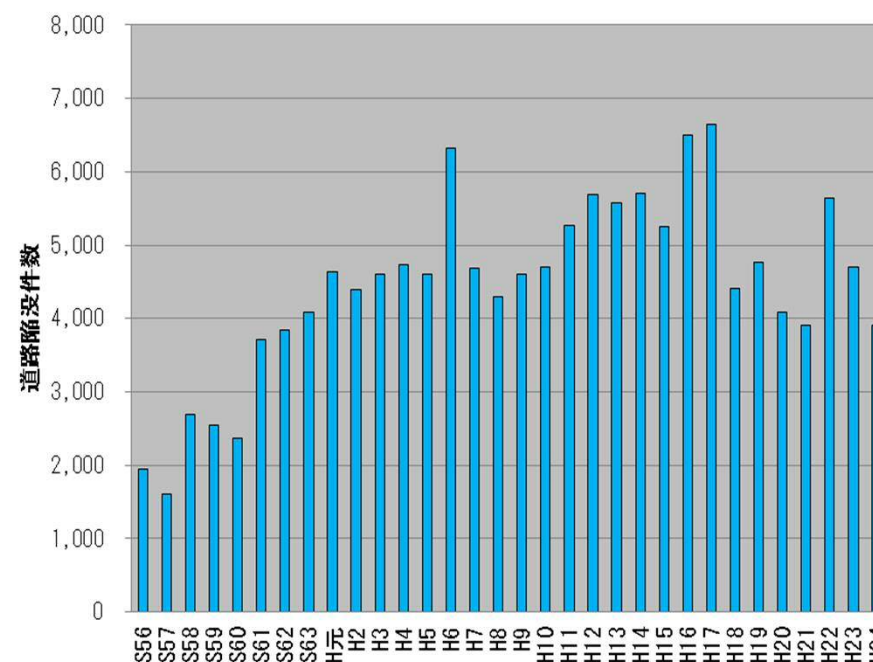
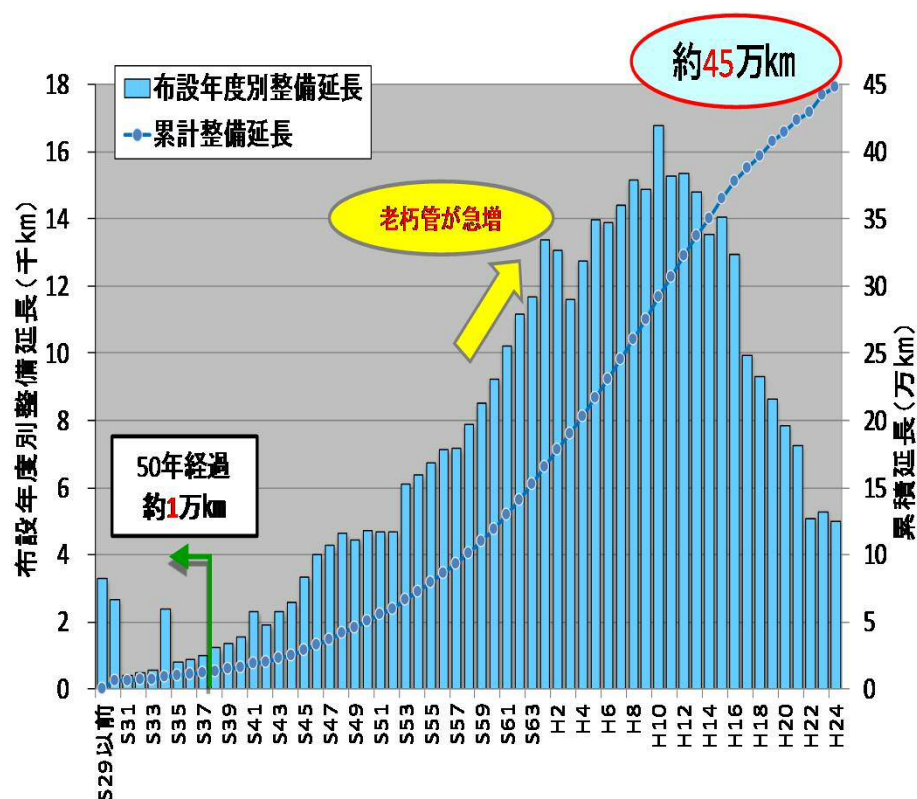
本ガイドライン(案)は、自治体における下水管路施設の包括的民間委託の推進を目的に、導入時の標準的な事業スキーム(案)及び、導入プロセスにおける検討事項について整理し、包括的民間委託の導入を検討する際に必要となる知見・情報をとりまとめたものである。

- 国土交通省では、平成13年4月に「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」(以下「性能発注ガイドライン」という)を公表し、維持管理の質を確保しつつ、効率性を実現するための有効な方策の一つとして、性能発注方式による民間委託(以下「包括的民間委託」)の円滑な導入のためのガイドラインを示している。
- 社団法人日本下水道協会では、性能発注ガイドラインで示された内容に基づき、平成15年12月に「包括的民間委託導入マニュアル(案)」(平成20年6月改訂)を発刊している。
- 下水処理場では、このような環境整備により、今日では全国で約250箇所(平成23年度末現在、全国の約11%)を超える処理場において包括的民間委託が導入されている。
- 下水管路施設における包括的民間委託は、後述する維持管理上の特徴や課題もあり、これまで数例の実績のみにとどまっている。
- 国土交通省では、「公共サービス改革基本方針」(平成19年10月26日閣議決定)に基づき、平成20年10月に管路施設維持管理業務委託等調査検討会を設置し、平成21年3月、平成24年4月に下水管路施設の包括的民間委託に係る報告書を発出。
- 本ガイドライン(案)は、先に公表されている下水管路施設の包括的民間委託の関連資料を念頭に置き、これから、下水管路施設の包括的民間委託を実施しようと考えている自治体に対し、下水管路施設の特性の整理等を通じて、導入の基本的な考え方及び検討すべき留意事項について整理したものである。

第1章 はじめに

1.3 包括的民間委託導入の意義

全国における下水管路施設は膨大なストックとなっている。施設の着実な増大とともに老朽化も進行しており、老朽化による下水管路施設の損傷に伴う道路陥没事故の発生は深刻な課題となっている。特に道路陥没が急増すると言われている50年経過管は、今後急増する見込みであり、現在、事後対応型の維持管理を行っている自治体においては、早期に予防保全を前提とした計画的な維持管理への転換を図る必要がある。



第1章 はじめに

1.3 包括的民間委託導入の意義

早期に予防保全を前提とした計画的な維持管理への転換が求められる中、限られた予算の範囲で、維持管理を計画的に行い、下水管路施設の保全および機能の確保、事故等の防止を継続して行わなければならない。

このような状況の中、民間のリソースの活用による維持管理の質の確保・向上や、複数業務のパッケージ化による効率化およびコスト縮減を図るための手段として、包括的民間委託の導入が有効と考えられる。

表 1.3-1 包括的民間委託で想定される導入効果

区 分		包括的民間委託 (複数業務、複数年契約)	従来型の維持管理 (単一業務、単年発注)
サービス水準	下水道事務全般・住民サービスの質的向上	委託者の発注事務の負担緩和に伴う他業務(特にマネジメント等)への傾注による下水道事務全般および住民サービスの質的向上。	包括的民間委託と比較して質的向上は難しいことが想定される。
	事故発生の防止	管路施設の全体を周期的に調査するため、事故発生の防止が期待される。	事後対応型であるため、事故発生防止は難しいことが想定される。
	苦情件数	維持管理を継続する事で、減少が想定される。	基本的には事後対応なので、漸増が想定される。
	下水道施設経年劣化の度合い	周期的な施設の概況調査により、広範囲に管きよの劣化抑制が期待される。	苦情・事故等の発生時に当該箇所を補修・修繕するため部分的な劣化抑制に留まることが想定される。
効率性および迅速性	民間ノウハウの活用	自由度を持たせた発注内容により、民間ノウハウの活用による業務の効率化・迅速化が期待される。	詳細な条件設定(仕様)に伴い、民間ノウハウの活用は困難。
	補修作業等の迅速化	調査データの集積とりまとめによる不具合発見に合わせた補修作業等の迅速化・適正化。	原則として、調査業務、補修作業等を行う業者が異なるため作業の迅速化は困難。
コスト縮減		複数年契約に伴う、常時配置人員や資機材の効率的配置、車両等機材の長期レンタル等民間ノウハウによるコスト縮減余地の拡大が期待される。	単年契約のため、包括的民間委託と比較して、コスト縮減余地は狭いことが想定される。

出典：「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書 平成21年3月 管路施設維持管理業務委託等調査検討会」の抜粋をもとに一部加筆
「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書 平成24年4月 管路施設維持管理業務委託等調査検討会」の抜粋をもとに一部加筆

第1章 はじめに

1.4 ガイドライン（案）の構成

本ガイドライン(案)は、下水管路施設の維持管理に係る包括的民間委託導入の背景・目的・意義、標準的な導入スキーム(案)、導入時の検討事項、今後の課題及び参考資料から構成される。

第1章 はじめに

- 背景、目的、包括的民間委託導入の意義、ガイドライン（案）の構成、用語の定義について記載している。

第2章 下水管路施設の管理業務における包括的民間委託導入スキーム（案）

- 下水管路施設の管理業務において対象とする標準的な業務、業務の基本的な導入プロセス（案）、標準的な発注手法、標準的な作業フロー（案）及び発注時に必要な資料について記載している。

第1章 はじめに

1.4 ガイドライン（案）の構成

第3章 下水管路施設の管理業務における包括的民間委託導入時の検討事項

- 下水管路施設の包括的民間委託導入に関し、プロジェクト立ち上げから承認までのプロセス、及びプロジェクト承認から発注までのプロセスにおける検討留意事項について記載している。

第4章 今後の課題について

- 下水管路施設の包括的民間委託の導入に関し、今後検討の必要な課題として、事業効果の検証、維持管理業務以外のパッケージ化について記載している。

参考資料

- その他参考資料として、下水管路施設の包括的民間委託導入事例、標準仕様書（案）、標準契約書（案）等について記載している。

第2章 包括的民間委託導入スキーム（案）

2.1 対象となる標準的な業務

下水管路施設の維持管理に係る業務内容は多岐に渡るため、維持管理業務を包括的に民間委託する際には、個々の維持管理業務について相互関係を体系的に整理したうえで、包括的に実施することが有効と考えられる業務について、パッケージ化を行う。

(1) 下水管路施設維持管理業務の体系的な整理

(2) 標準的なパッケージ化の対象となる業務

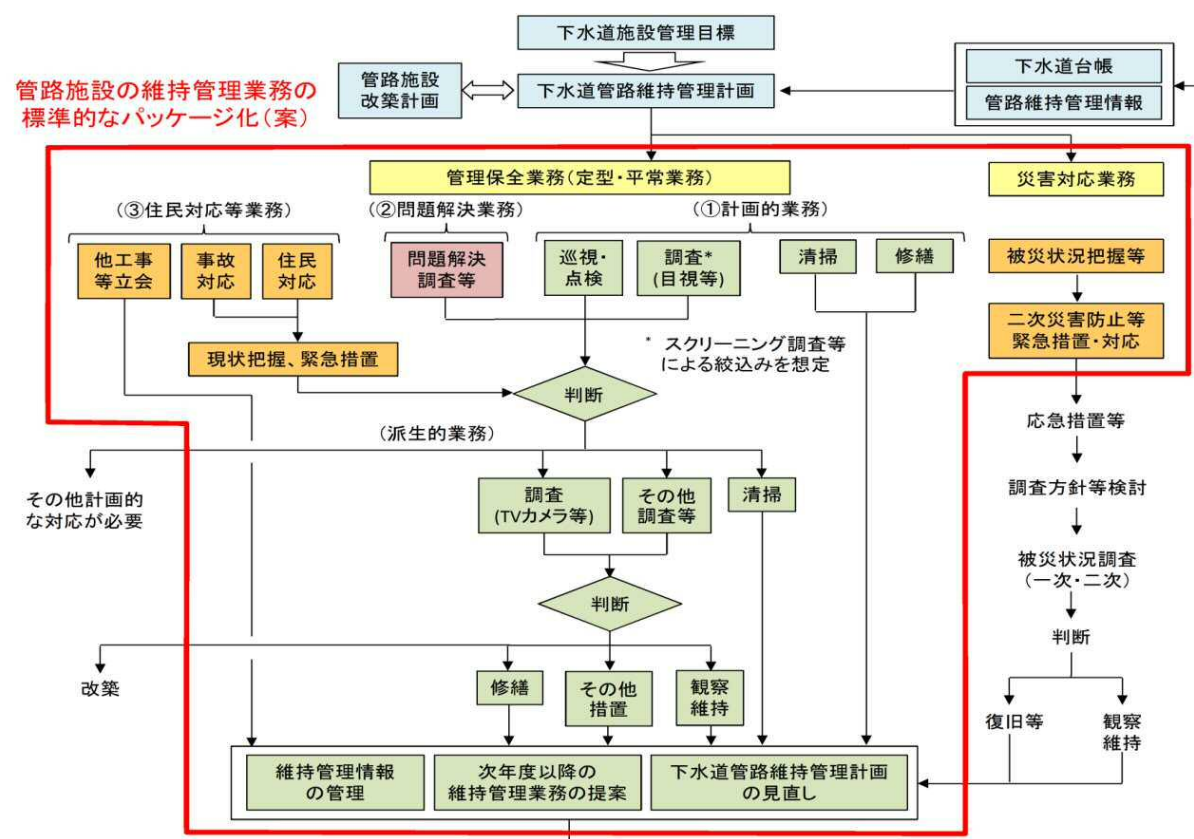


図2.2-1 下水管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ化（案）

第2章 包括的民間委託導入スキーム（案）

下水管路施設の維持管理は、流下機能の確保、施設の保全（不具合による事故防止）および効率的な執行という観点から、様々な業務から構成されている。維持管理業務は、平常時の管理保全業務と災害対応業務に大別でき、管理保全業務は、維持管理計画に基づいて行われる巡視・点検、調査などによる「計画的業務」、不明水や悪臭等の解決を目的に行う調査その他の「問題解決業務」および道路陥没等の事故や住民情報に対する対応業務ならびに他工事等立会等の「住民対応等業務」に区分することが可能と考えられる。

一方、下水管路施設に対して適切な維持管理を続けていくためには、維持管理計画作成のもと、事後対応型の維持管理体制から予防保全型の維持管理体制へと移行することが重要であり、技術職員不足が深刻化している中小自治体において効率的に予防保全型の維持管理を行うことを鑑みると、巡視・点検、調査等から構成される「計画的業務」のパッケージ化を基本として、「問題解決型業務」、「住民対応等業務」および「災害対応業務」等についても、自治体の管路管理の状況や課題等に応じて付加することが適当と考えられる。

なお、ここでは、計画的業務の巡視・点検、調査、清掃および修繕については、下水道管路維持管理計画や管路施設改築計画（ここでは修繕計画を含む）が既に定められていることを前提として扱っているが、これから予防保全型の維持管理を始める自治体においては、これらの各種計画を策定していない場合もあることが想定される。その場合に、これらの計画的業務を包括的民間委託によって発注する際には、これまでの管路施設の建設や維持管理の情報（下水道管渠台帳等）を、事前に整理しておき、公告時には応募者に開示するなど、維持管理を行うべき対象施設ができる限り明らかとなるように努める必要がある。また、包括的民間委託を導入した後は、委託の結果を受け、出来るだけ速やかにこれらの計画を策定し、予防保全型の維持管理を進めることが重要となる。

2.2業務の基本的な導入プロセス（案）

標準的な事業スキームに沿った包括的民間委託の基本的な導入プロセス(案)について、以下に示す。

1. 導入準備

- ・①包括的民間委託の導入方針の決定
- ・②委託者による施設機能の確認
- ・③受託者選定要項の作成
- ・④予算の確保、債務負担行為の設定

2. 受託者の選定

- ・①公告
- ・②参加申請受付・資格審査
- ・③受託者選定要項の配布
- ・④現場確認
- ・⑤受託者選定要項に関する業者質問への対応
- ・⑥応募者による提案書の作成
- ・⑦提案書の審査
- ・⑧入札・受託者の選定

契約締結

3. 業務の準備・実施

- ・①引継（業務準備期間）
- ・②受託者による業務の実施

4. 業務の完了

- ・①受託者から提出された業務完了時の提出図書の確認
- ・②契約満了

5. 第三者機関による事業効果の確認・評価

2.2 標準的な発注手法について

下水管路施設の管理業務における包括的民間委託は、複数年契約を原則とし、当面の間仕様発注によるものとする。

また、受託者の選定方式については、民間の創意工夫を活かした高度な技術提案がなされるよう考慮した選定方式について検討するものとする。

（1）契約期間について

「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」（平成13年4月23日）では、『地方公共団体が維持管理コストを縮減し、効率的に維持管理を行う観点から、地方公共団体が採りうる選択肢の幅を広げるべきである。また、この際、広範囲の業務を複数年度にわたり委託することがより効率的である。』としている。

処理場及びポンプ場における包括的民間委託では、既に複数年契約による委託が継続されている。管路施設においても、維持管理の効率化及び質の向上を目的に複数年契約を原則とする。

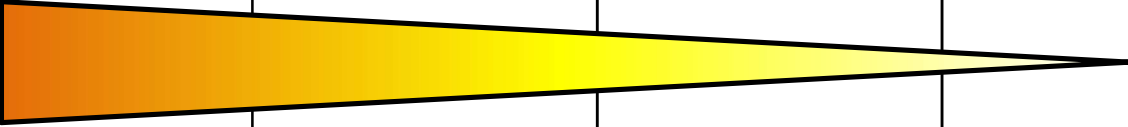
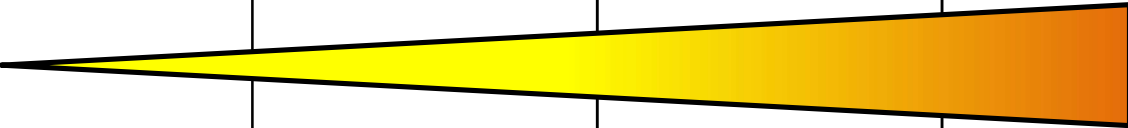
（2）発注方式について

維持管理の効率化と質の向上には要求水準を定めた性能発注方式による発注が効果的と考えられるが、下水管路施設の維持管理に係る包括的民間委託は、その特性から性能発注を標準化させることが困難とされている。

よって、本ガイドライン（案）では下水管路施設の維持管理に係る包括的民間委託は、当面の間、仕様による発注を基本とする。ただし、これは性能発注方式による発注を妨げるものではない。

（3）受託者選定方式について

- 包括的民間委託の受託者選定方式としては、一般競争入札、指名競争入札、総合評価一般競争入札、公募型プロポーザル等の方式があげられ、費用、技術力の面からの特徴は、以下の通り。

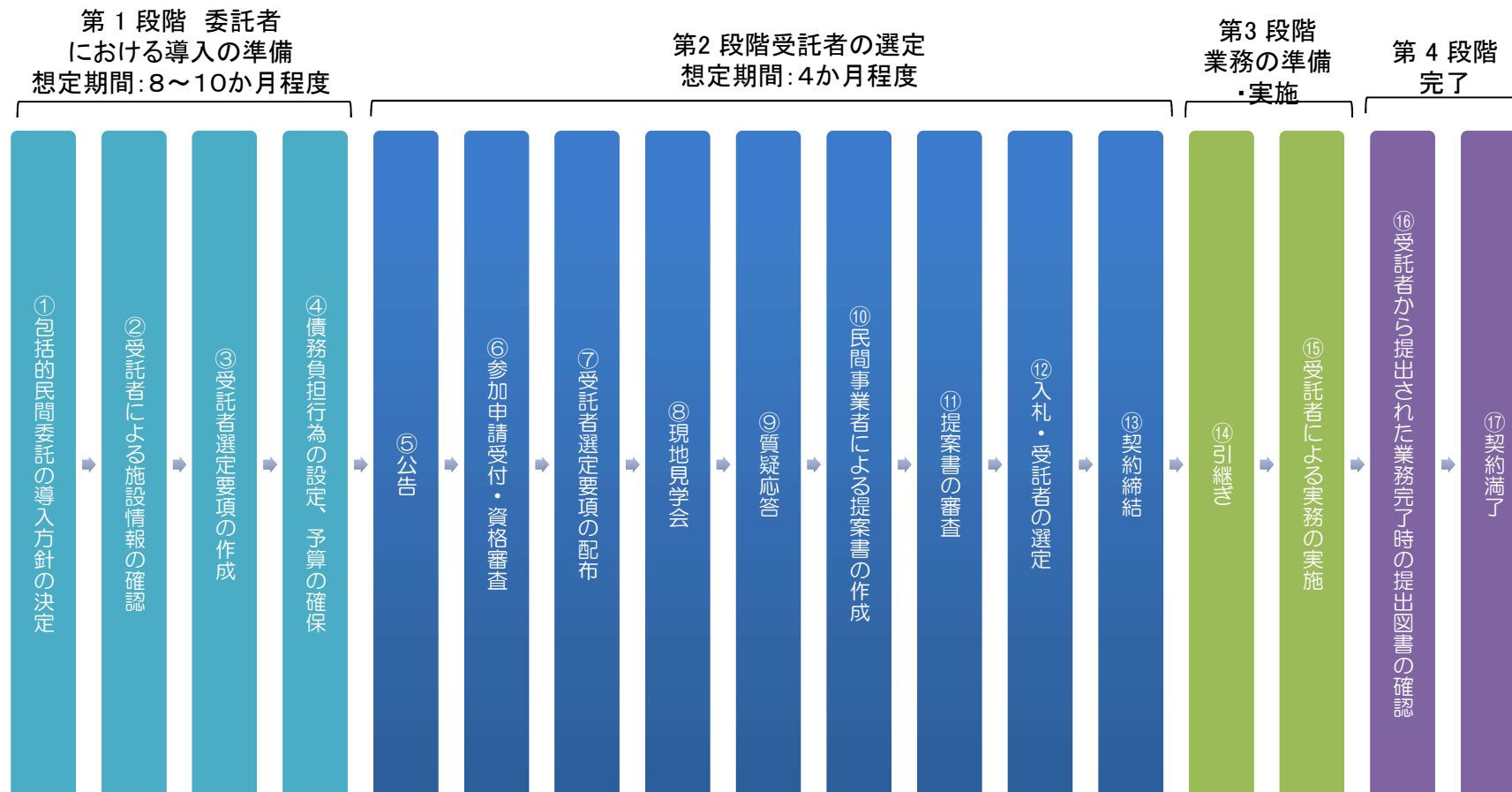
特徴 \ 方式	一般競争入札	指名競争入札	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル
費用重視				
技術能力重視				
技術提案	無	無	有	有

包括的民間委託の受託者選定方式においては、民間の創意工夫を活かした技術提案がなされるよう、総合評価一般競争入札、あるいは公募型プロポーザル方式について検討を行うことが望ましい。

3.3標準的な作業フロー（案）

本項では、総合評価一般競争入札、あるいは公募型プロポーザル方式の2選定方式について標準的な作業フロー（案）の例示を行う。

総合評価一般競争入札における標準的な作業フロー（案）



第1 段階：委託者における導入の準備

①包括的民間委託の導入方針の決定

- ・包括的民間委託を導入方針について、委託者において意思決定する。

②委託者による施設情報の確認

- ・公告時の閲覧資料の対象となる、公共下水道台帳、維持管理情報、改築修繕計画等関連計画について、発注時に必要となる情報について事前に確認を行う。

③受託者選定要項等の作成

- ・包括的民間委託業務の業務内容や契約条件をまとめた受託者選定要項を作成する。特に重要なものは、業務仕様書及び契約書案であり、十分に検討する必要がある。
- ・落札者決定基準を定めるときには、地方自治法施行令第167条の10の2第4項により、学識経験者の意見を聞かなければならない。

④予算の確保、債務負担行為の設定

- ・公告に先立って、委託費について検討を行うとともに、予算を確保することが必要。
- ・包括的民間委託では、複数年契約を締結するため、債務負担行為の設定が必要である。

第2 段階：受託者の選定

⑤公告

- ・発注に関する公告を行う。

⑥参加申請受付・資格審査

- ・民間事業者からの参加申請を受け付け、資格審査を行う。

⑦受託者選定要項の配布

- ・資格審査を通過した応募者に、③で作成した受託者選定要項を配布する。

⑧現地見学会

- ・民間事業者が適切な技術提案を行うことが可能なように、当該施設の必要情報について公告資料（閲覧資料含む）のみではなく、現地見学会を通じた確認を行うことが望ましい。

⑨質疑応答

- ・包括的民間委託は、従来の委託方式と大きく異なり、また各々の事業で条件等が異なることから、文書による民間事業者からの質疑応答等を行い、委託者と民間事業者の間に認識のずれ等がないようにしておくことが望ましい。

⑩民間事業者による提案書の作成

- ・民間事業者は、委託者により提示された受託者選定要項及び現地見学会、質疑応答の結果に基づき、業務仕様書の内容を満足する提案書を作成し、提出する。

⑪提案書の審査

- ・委託者は、民間事業者から提出された提案書に基づき、業務仕様及び課題が満足されるかどうか、提案書を審査する。

⑫入札・受託者の選定

- ・委託者は、提案書の審査を通過した民間事業者を対象として入札を行い、提案内容と価格を点数化し、点数が最も優れた応募者を選定する。

⑬契約締結

- ・受託者選定要項で提示した契約書案に基づき、必要に応じ詳細について協議を行った上で、委託者と民間事業者は、契約を締結する。

第3 段階：業務の準備・実施

⑭引継

- ・ 受託者は、契約締結日から運営開始日までの間を業務準備期間として、以下の事項を行う。
- ・ ○事業実施計画書の作成
- ・ ⑩において提出した提案書と同じ内容を持つ事業実施計画書を提出し、委託者の確認を受ける。
- ・ ○委託者（既に民間委託を実施している施設にあっては現在の受託者）からの引継
- ・ 業務内容の確認
- ・ データの管理状況の確認
- ・ 対象施設に固有な維持管理方法（引継事項）の確認 など

⑮受託者による業務の実施

- ・ 受託者は運営開始日までに引継を終了し、業務を開始する。

第4 段階：完了

⑯受託者から提出された業務完了時の提出図書の確認

- ・ 受託者は、運営期間満了に伴う次の受託者の選定手続きに支障がないよう業務完了時の提出図書を提出する。委託者は、受託者から提出された提出図書を確認する。

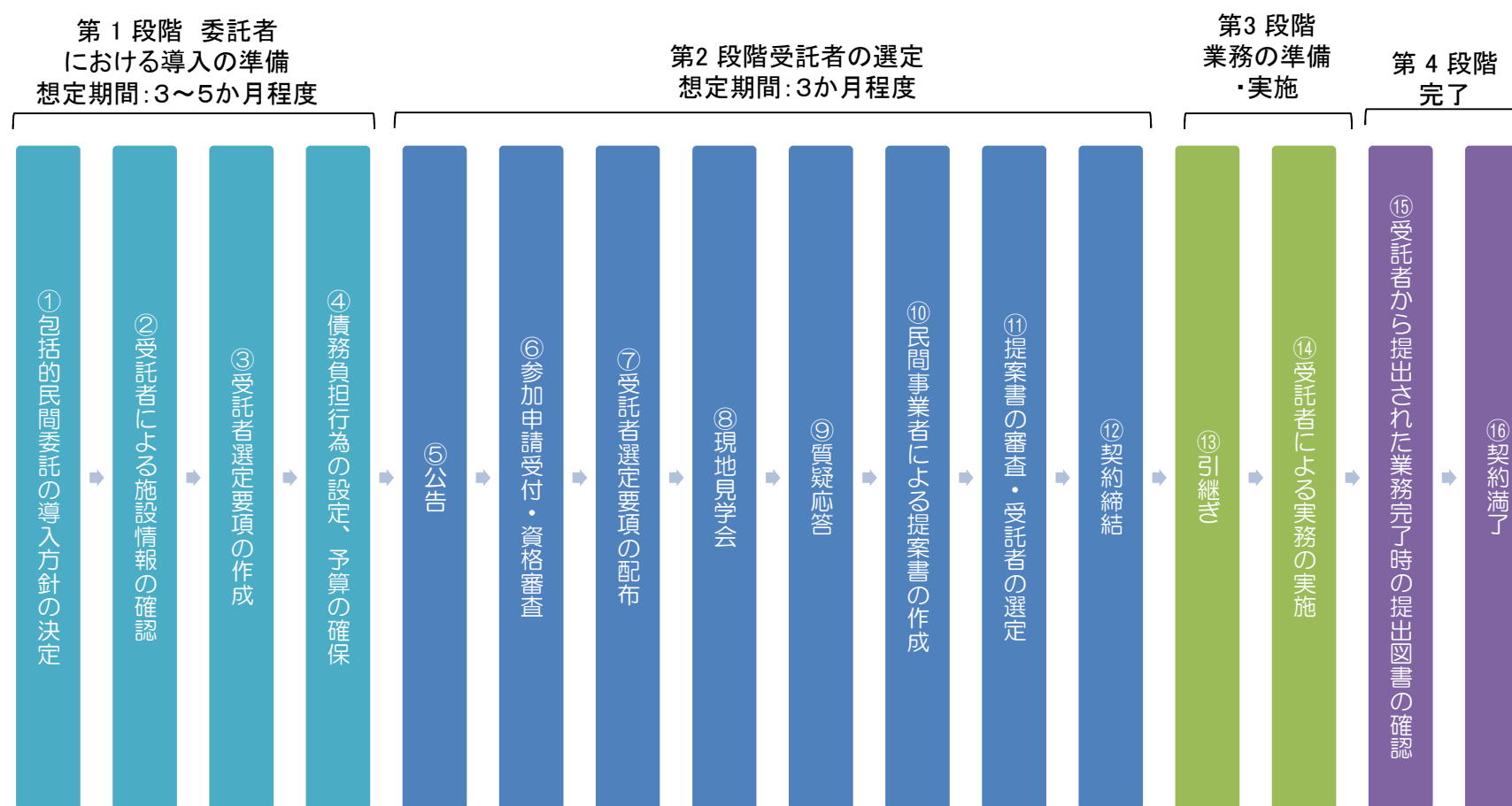
⑰契約満了

- ・ 契約終了日をもって、受託者は業務を終了する。

第2章 下水管路施設の包括的民間委託導入スキーム（案）

総合評価一般競争入札との違いは、提案書審査後は入札行為を行わず受託者の選定を行うという点が挙げられる。なお、第1段階において、例えば受託者選定要項作成時に、学識経験者からの意見聴取等を実施する場合には、さらに当該作業スケジュールを追加した想定期間が必要と考えられる（その他のプロセスは、前述の総合評価一般競争入札と同様）。

公募型プロポーザルにおける標準的な作業フロー（案）



2.4発注時に必要な資料

業務発注時に必要と考えられる公告資料としては、受託者選定要項、及びその他関連資料が挙げられる。

受託者選定過程における公告資料(案)

区分		基本方針
受託者選定要項	公告	・ 本委託の公告の概要について示したもの
	説明書	・ 受託者選定の手続きやスケジュールを示したもの ・ 評価の基準や方法等も表記する
	審査基準 (落札者決定基準等)	・ 事業者選定の方法、技術評価基準について示したもの
	業務仕様書(標準仕様書 ＋特記仕様書)	・ 業務の範囲や内容、受託者の遵守すべき事項を定めたもの ・ 具体的な内容については特記仕様書により定める
	契約書(案)	・ 受託者との契約のベースとなるもの ・ 提案内容も踏まえ、委託者と受託者の双方合意のもとに作成
	技術提案書提出書類	・ 各種提出書類や技術提案に係る様式を定めたもの
その他	参考資料	・ 提案書作成において参考とする資料 (管路台帳、維持管理情報、関連計画など)

受託者選定にあたって必要な事項は、受託者選定要項で網羅的な整理を行うとともに、その他参考資料(主として閲覧資料)については、民間事業者からの技術提案が適正に行われるよう、必要な開示情報について整理する必要がある。また、これらの資料は、採用する受託者選定方式とも整合のとれた公告資料とする必要がある。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ1 起案～プロジェクト承認

3.1 プロジェクトチームの立ち上げ

下水管路施設の管理業務における包括的民間委託の導入にあたっては、業務内容の整理や、契約方式および仕組み等も含めた事業スキームの検討を始めとして、予算確保、発注までの準備作業、事業者選定等、検討および準備事項が多岐に渡るため、関係部門のメンバーにより構成されるプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトを円滑に進めることが望ましい。

フェーズ	検討事項
起案から プロジェクト承認まで	プロジェクトチームの立ち上げ
	事業目的の明確化
	業務内容の概要整理
	内部説明および予算の確保
プロジェクト承認から 発注まで	委託内容等の決定
	事業者の選定方法
	具体的なスケジュール設定
	維持管理の質の向上を目指した仕組みづくり

3.2 事業目的・効果の明確化

下水管路施設の管理業務を新たに包括的民間委託によって行う場合、導入することの意義や必要性について、下水道部局の内外からの承認を得る必要がある。そのため、包括的民間委託導入の必要性や、導入目的、導入に伴うコスト、想定される効果および影響を整理し、明確にすることが重要である。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ1 起案～プロジェクト承認

3.2 事業目的・効果の明確化（つづき）

《事業目的の論点》

- ① 今後、施設の老朽化により下水管路施設の起因する道路陥没事故が増加する恐れが高まりつつある。
- ② 安全確保のための急激な費用の増加防止に伴う確実な予算確保のためには、事業の平準化は必須。
- ③ 計画的に維持管理・改築等を行い、事業費を平準化するためには、速やかに事後対応型の維持管理から、予防保全型の維持管理へと転換を図る必要がある。
- ④ 予防保全型の維持管理を効率的に行うためには、巡視・点検、調査、修繕等を計画的な維持管理業務を主として、複数の業務をパッケージ化することが効果的。
- ⑤ 複数業務のパッケージ化や複数年契約を行う（包括的民間委託を導入する）ことで、コスト縮減、事務処理の軽減、不具合発見に併せた迅速かつ適切な対応、維持管理情報の一元管理等を行うことが可能。

《事業効果》

項目		内容
包括的民間委託の導入に伴い、早期に期待できる効果	民間事業者の創意工夫等の活用	①民間事業者の創意工夫の活用による業務の効率化
		②民間事業者の設備投資へのインセンティブ
		③対象業務間の調整時間短縮による迅速化
		④現場判断による苦情等対応の迅速化
	職員の減少に対する補完	⑤自治体職員の負担緩和とそれに伴う事務全般の質の向上
		⑥震災を含めた事故時、現場への適切かつ迅速な対応が可能
中長期的な効果		⑦点検、調査等に応じた計画的な対応に基づく道路陥没、管渠閉塞事例の減少
		⑧点検、調査、補修履歴のデータベース化による効率化
		⑨予防保全型維持管理の導入に伴う応急工事等の抑制と事業費の平準化
		⑩上記全体を通じた下水道利用者へのサービスの質の向上やコスト縮減

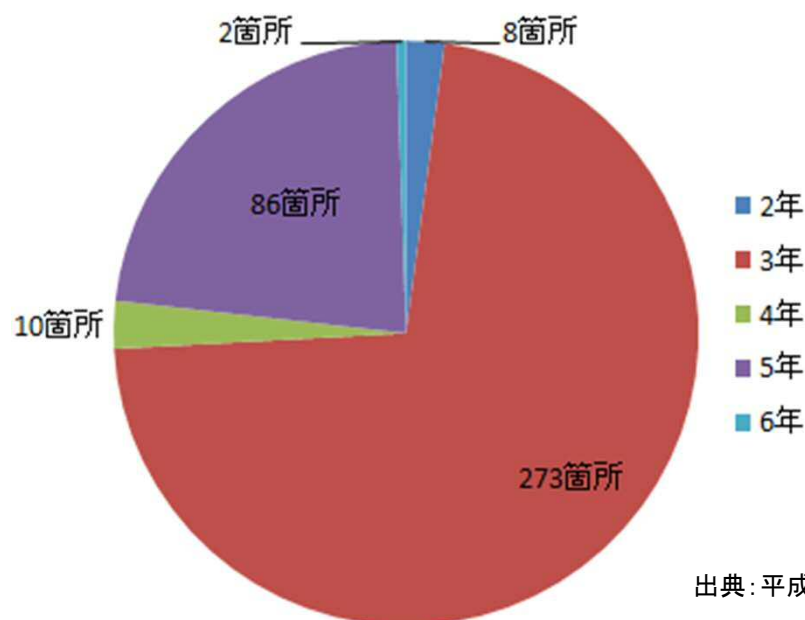
フェーズ1 起案～プロジェクト承認

3.3 業務内容の概要整理

下水管路施設の管理業務における包括的民間委託の導入にあたっては、下水道部局の内外からの承認を得る必要がある。内部説明には、下水道整備・維持管理状況や執行体制等を踏まえ、自治体が抱える課題を把握しつつ、下水道管路施設の維持管理目標を明らかにし、管理目標を達成するために必要な業務項目、委託範囲、委託期間等を整理しておく必要がある。

- (1) 包括的民間委託の業務項目
- (2) 包括的民間委託の委託範囲
- (3) 包括的民間委託の委託期間

処理場では3年が最も多く、次いで、5年、4年、2年、6年となっている。また、下水管路施設については、事例は少ないものの、3年間という例がある（一部では5年を検討している）



出典：平成23年度版下水道統計

図-1 処理場における包括的民間委託の契約期間

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ1 起案～プロジェクト承認

3.4 内部説明および予算の確保

下水管路施設の管理業務において包括的民間委託を導入する際には、導入することの意義、必要性、導入目的、想定される効果等や、これまで個別の委託等によって行ってきた維持管理と包括的民間委託の導入によって変化する事項について十分な内部説明を行い、必要な予算を確保することが重要である。

内部説明の際には、事後対応型の維持管理から予防保全型の維持管理へ移行した初期には、計画的な点検、調査および清掃等に伴う維持管理を行うため、維持管理費用の増加が予想されることに留意する必要がある。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ2 プロジェクト承認～発注

3.5 委託内容等の決定

下水管路施設の管理業務における包括的維持管理業務の委託対象区域・施設、委託期間、対象業務の選定と委託範囲等について決定する。その際、それぞれの維持管理業務について、委託者と受託者の役割分担を明確にし、変更が生じる事務内容については対応できる準備を進めることが重要である。

- (1) 委託対象区域・施設等の決定
- (2) 委託期間の決定
- (3) 対象業務の選定と委託範囲の決定
- (4) 役割分担の明確化

(1) 委託対象区域・施設等の設定

委託対象とする区域や施設等について設定する。なお、包括委託を段階的に導入する場合などは、導入計画に基づいてパッケージ化する業務ごとに対象となる施設・エリアを個別設定するなど、柔軟に対応することが望ましい。

委託対象区域・施設等の設定(例)

1. 委託対象地区

地区名称等	対象面積 (ha)	管渠延長 (m)	備考
〇〇地区	〇〇	〇〇	
〇〇処理区	〇〇	〇〇	

※詳細は特記仕様書による。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ2 プロジェクト承認～発注

3.5 委託内容等の決定

(2) 委託期間の決定

委託期間について決定する。包括的民間委託においては、委託期間が複数年であるほうが民間事業者の知見や創意工夫が生かされる環境となりやすく、また、事業者にとっても設備投資がしやすいなど安定的な経営につながることで、導入効果が高くなると考えられる。なお、複数年契約となることで、債務負担行為の事前手続きが必要となる。

(3) 対象業務の選定と委託範囲の決定

下水道管路施設の維持管理業務は、管理保全業務と災害対応業務に大別され、管理保全業務は計画的業務、問題解決業務、住民対応等業務に区分される多種多様な業務で構成されている。包括的民間委託を行う場合には、対象とする業務について選定し、それぞれの業務について箇所数や延長等の数量を設定する必要がある。

対象業務・委託範囲の設定(例)

(2) 巡視・点検、調査業務

業務内容	単位	数量	備考
本管テレビカメラ調査	m	〇〇	
取付管テレビカメラ調査	箇所	〇〇	
本管目視調査（内径800mm未満）	箇所	〇〇	マンホール内からの目視
本管目視調査（内径800mm以上）	m	〇〇	管きょ内からの目視
巡視・点検	回	〇〇	約〇〇km

※ 詳細は特記仕様書による。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ2 プロジェクト承認～発注

3.5 委託内容等の決定

なお、修繕業務は、修繕計画が事前に策定されている場合を想定している。未策定の場合は、工法等を記入できないため、箇所数のみの記述等となり、別途業務における設計結果や本委託内で委託者・受託者間の協議等によって具体的に決定することとなる。

対象業務・委託範囲の設定(例)

(4) 修繕業務

業務内容			単位	数量	備考
注入工法	パッカー工法	本管管径 800mm未満	箇所	〇〇	
		取付管	箇所	〇〇	
	Y字管工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	
コーキング工 法	Vカット工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	

※ 詳細は特記仕様書による。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ2 プロジェクト承認～発注

3.5 委託内容等の決定

(4) 役割分担の明確化

下水管路施設の包括的維持管理業務を委託するにあたり、本事業が円滑に進み、かつ契約内容に齟齬が生じないように、役割分担を明確にしておく必要がある。

役割分担の例

主な業務			A 市		B 市	
			委託者	受託者	委託者	受託者
管理保全業務	計画的業務	維持管理計画策定	○		○	
		調査項目、数量決定	○		○	
		業務計画策定		○		○
		修繕対象施設の決定	○		○	
		材料手配	○		○	○
		巡視点検、調査、清掃、修繕等		○		○
		履行確認	○		○	
	問題解決・ 住民対応等 業務	窓口対応（電話受付等）	○		○	○ （平日時間外、休日）
		出動要請、業者手配等	○		○	
		材料調達	○		○	○
		出動、対応		○		○
		履行確認	○		○	
災害対応業務		○	○ （初期対応）	○	○ （台風時の対応）	

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ2 プロジェクト承認～発注

3.6 事業者の選定方法

包括的民間委託の受託者選定にあたっては、民間事業者の有する技術能力を積極的に活用でき、かつ適正な管理を持続的に行うことが可能な方法を検討する必要がある。

入札方式の選定の観点	判断項目
コスト縮減の観点	委託費用
適正な管理の持続性	経理的・技術的基礎を有する者であるか（入札参加資格）
	必要な業務遂行能力を有する者か（技術力）



総合評価競争入札、あるいは公募型プロポーザル方式

地域の維持管理は、将来に渡って持続的に行われる必要がある。特に、下水管路施設の管理業務においては、緊急対応、災害時対応等での地域密着性、機動性等が重要。

適正な維持管理、持続性の観点	判断項目
事故対応、住民対応、災害時の状況把握・緊急措置等	地域に密着した高い機動性
点検・調査、清掃、修繕等の複数業務の一括発注 広域的な業務	幅広い業務に対応できることや、広範囲を行う機動力等



地域精通度の高い企業で構成される地域維持型建設
共同企業体等の活用による地元業者の積極的な活用

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

フェーズ2 プロジェクト承認～発注

3.6 事業者の選定方法（つづき）

入札・参加資格要件の設定

- ・調査機器、清掃機器、修繕機器等の保有
- ・資格者や経験年数、類似業務実績の有無等

資格の例

酸素欠乏危険等作業主任者

下水道管理技術認定試験

産業洗浄技能士

下水道管路管理技士

下水道管路管理総合技士

下水道管路管理主任技師

下水道管路管理専門技士

3.7 具体的なスケジュール設定

包括的民間委託の事業者選定までには、入札参加資格の審査、現地見学、質疑応答、提案書の審査など多くの審査・調整事項がある。また、必要に応じては学識経験者の意見聴取等も行うため、採用する入札・契約方式を踏まえて十分なスケジュールを設定する必要がある。技術職員の少ない自治体の場合には、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担を軽減するため、第三者機関への支援を検討することも考えられる。

フェーズ2 プロジェクト承認～発注

3.8 公告資料作成にあたっての基本的な考え方

包括的民間委託業務の発注にあたり、公告資料を作成する必要があるが、その際、本業務の専門性から、応募者に要求する入札参加資格の考え方、並びに委託者の要求事項を提示し、民間事業者の技術提案を的確に評価するための公告資料を作成する必要がある。以下に、これらの基本的な考え方について示す。

下水管路施設の包括的民間委託業務は、発注業務内容が多岐にわたることが想定され、これにより、応募者も単独企業から共同企業体まで、多様なケースでの参加が想定される。

本ガイドライン(案)では、以下に示す基本的な考え方に則り、参考資料として業務仕様書及び契約書(案)の標準案を示すが、業務発注時にはこれらの考え方を参考とするとともに、下水道事業、法務、財務等各部門の専門家との十分な調整が望ましい。

なお、公告、説明資料、技術提案書提出書類については、原則として委託者所定の書式による方針とする。

1) 公告

(参考) 下水管路施設の包括的民間委託業務発注事例による公告の対象項目例

項目	C市	B市
対象項目	1 業務概要	1 応募に付する事項
	2 技術提案参加資格確認申請書類及び技術資料の提出ができる者	2 参加資格要件
	3 本件公告を担当する部署	3 参加表明書及び参加資格確認書類の提出
	4 技術提案参加資格の確認等	4 企画提案書類の提出
	5 説明書等の交付方法	5 委員会の設置
	6 技術提案参加資格確認申請書類の提出方法	6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施
	7 技術提案書の提出方法等	7 優先交渉権者の決定
	8 最優秀提案者の提案者の選定方法等	8 契約手続き
	9 その他	9 支払条件
		10 契約保証金
		11 問い合わせ先

注)C市、B市いずれも管路施設以外(終末処理場、その他集落排水施設等)についても委託業務の対象としている点に留意。

2) 説明書

(参考) 下水管路施設の包括的民間委託業務発注事例による説明書の対象項目例

項目	C市	B市※
対象項目	1 業務概要	1 業務概要
	2 技術提案参加資格確認申請書類及び技術資料の提出ができる者	2 プロポーザル参加に関する条件等
	3 総合評価に関する事項	3 募集及び選定等の日程
	4 担当部署	4 募集に関する手続等
	5 技術提案参加資格確認申請書の提出等	5 受託者の決定等
	6 技術提案参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	6 提出書類
	7 技術提案の確認等	7 本業務に関する問い合わせ先
	8 技術提案審査結果に対する理由の説明	
	9 提案説明書に対する質問	
	10 契約保証金	
	11 契約締結	
	12 支払条件	
	13 関連情報を入手するための紹介窓口	
	14 添付資料	
	15 その他	

注) C市、B市いずれも管路施設以外(終末処理場、その他集落排水施設等)についても委託業務の対象としている点に留意。

※B市の項目は、募集説明書中の項目を表記。

3) 審査基準(落札者決定基準等)

審査項目やその配点及び審査基準については、定量的審査による得点が評価の値となるため、委託者が本業務に期待する維持管理の質とはどのようなものか、よく検討のうえ審査項目を決定し、その必要性または重要性を勘案して配点等を設定する必要がある。

「下水管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年4月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会」では、委託者が審査対象とすべき民間事業者の能力（事業スキーム別）を下表のように示しており、各々3つの能力により審査することとしている。

ケース別の求められる能力一覧

ケース	能力
①計画的業務	(1) 効率的かつ効果的な点検・調査等の業務遂行能力
	(2) 異常箇所の早期発見、修繕の実施能力
	(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力
②計画的業務 ＋問題解決業務	(1) 効率的かつ効果的な調査・解析等の業務遂行能力
	(2) 効果の早期発現・早期改善能力
	(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力
③計画的業務 ＋住民対応等業務	(1) 事故・住民情報等に対する迅速かつ円滑な対応能力
	(2) 災害等緊急時における人員・資機材の確保能力
	(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力
④計画的業務 ＋問題解決業務 ＋住民対応等業務	①から③に同じ。

出典：下水管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年4月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会

4) 技術提案書提出書類について

(参考) 下水管路施設の包括的民間委託業務発注事例による技術提案書提出書類の対象項目例

項目	C市	B市※
対象項目	1 評価に関する事項(一覧表) 2 簡易業務概要書 3 見積書(内訳書) 4 各様式 ○企業の信頼性・地域性 様式①C地域で本店を有している、C地域での管理実績 様式②異常時・災害時における自社対応状況及びC市内業者との連携について ○企業の業務能力 様式①施設維持管理・点検の留意点 ○企業の技術力 様式①業務実施体制及び業務遂行計画 様式②業務内容の妥当性・独創性 様式③業務実施方法の確実性 様式④管渠維持管理業務の実施数量 様式⑤波及効果の有無 様式⑥業務評価手法の具体性 様式⑦業務実施体制の適格性 様式⑧異常時の対応方法	【様式1】説明会・現地見学会参加申込書 【様式2】施設確認・資料閲覧申込書 【様式3】募集説明書等に関する質問書 【様式4-1】参加表明書(単独企業用) 【様式4-2】参加表明書(共同企業体用) 【様式5】営業所表 【様式6-1】水道施設の維持管理業務の実施実績 【様式6-2】下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績 【様式6-3】農業集落排水処理場の維持管理業務の実施実績 【様式7】保有する技術者の状況 【様式8】配置予定従業者調書(業務実施体制) 【様式9】企画提案書類提出届 【様式10-1】企画提案概要 【様式10-2】業務実施コンセプト 【様式10-3】業務実施体制 【様式10-4】担当予定従業者の資格・経験 【様式10-5】受託実績 【様式10-6】各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画 【様式10-7】危機管理安全対策 【様式10-8】管理方法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等 【様式10-9】地域貢献、社会貢献に関する提案 【様式10-10】参考見積と積算根拠 【様式11】辞退届 【様式12】委任状

注)C市、B市いずれも管路施設以外(終末処理場、その他集落排水施設等)についても委託業務の対象としている点に留意。

※B市の項目は、様式集中の項目を表記。

5) 業務仕様書(一般仕様書＋特記仕様書)

業務仕様書については、「下水管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年4月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会」において仕様書案が公表されており、本ガイドライン(案)では同仕様書案をベースに、標準業務仕様書(案)を作成したので、参考とされたい※。

6) 契約書(案)

包括的民間委託に係る契約書に関しては、標準契約モデルが「包括的民間委託等実施運営マニュアル(案) 平成20年6月 社団法人日本下水道協会」において公表されている。

本ガイドライン(案)では、同標準契約モデルをベースに標準契約書(案)を作成したので、参考とされたい※。

※業務仕様書(一般仕様書＋特記仕様書)、契約書(案)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

3.9 維持管理の質の向上を目指した仕組みづくり

下水管路施設の維持管理においては、維持管理の質の向上・維持を図りつつ、コスト縮減や効率化を図っていく必要があり、このためには民間事業者の創意工夫による高度な技術を提供してもらうための仕組みづくりに加えて、それらを適正に評価する委託者側の仕組みづくりも必要と考えられる。

(1) 民間事業者のインセンティブを促がす仕組み作り

1) 受託者裁量による業務実施方針の決定

下水処理場等の包括的民間委託は性能発注によるものとされており、要求水準を満たせば広い範囲で受託者裁量により業務の実施が可能な仕組みづくりがなされている。

下水管路施設の包括的民間委託は、当面、仕様発注によるものとしているが、例えば、以下の例に示すように、出来るだけ数量等による縛りを少なくし、受託者の自由裁量により維持管理の質の向上と効率化が図られる仕組みづくりを検討することが望ましい。

○委託業務の実施スケジュールについて

- ・ 委託業務の実施時期等スケジュールは、仕様書上、特段の定めを設ける必要がない場合、受託者の提案によるところが望ましい。

○業務実施時の人的配置について

- ・ 仕様書には委託業務の必要数量等について明記を行うが、人的配置（人工等）についても特段の定めを設ける必要がない場合は、受託者の裁量によるところが望ましい。

2) 仕様外の発生業務に対する対応方針

包括的民間委託業務の対象業務に関して、例えば、巡視・点検等の調査、修繕等の業務では、仕様発注の場合、原則としてその数量及び予算の上限は発注時に決定されている。

委託期間中、これらの業務は、関連調査結果あるいは住民からの通報等により、仕様書に明記されていない業務が新たに発生する場合が想定される。

新たな発生業務の実施時期は、原則として委託者により決定されることが望ましいが、その際、現場に精通した受託者側からの提案※も参考とした実施時期の検討を行うことが望ましい。

その際、委託者はコストとリスクのバランスも考慮した実施時期の検討が必要である。

また、これらの突発的な発生業務は、新たな予算確保が可能な場合は、当該業務の特性を十分考慮し、受託者からの提案内容を十分確認したうえで、効率的な業務執行の観点から、包括的民間業務受託者への委託の可能性についても検討することが有効と考えられる。

※例えばこの問題の解決が、当該箇所の部分的調査・修繕のみで対応可能なのか、関連する下水管路施設の不具合も影響しているのか、あるいはその他の調査結果（例：不明水調査）等から総合的に判断し、関連個所の詳細調査も実施した方がいいのか等、総合的な判断が求められるケースも想定される。

3) 民間事業者のインセンティブ確保を目指した委託費用の設定方針

包括的民間委託を導入する際の委託者側の動機の一つとしてコスト縮減が挙げられるが、コスト縮減のみを追求することにより、民間事業者の維持管理の効率化・質の確保に向けた努力の成果を民間事業者適切に還元しなくなり、その結果、民間事業者にとっては、包括的民間委託業務に参入するメリットが次第に薄れていくといった問題が、処理場の包括的民間委託では挙げられている。民間事業者の入札参加を促し、競争性を確保するためには、以下に示すような民間事業者の要望を考慮した予算確保に向けた検討が望ましい。

民間事業者のインセンティブ確保を目指した委託費用の設定方針

- 受託者選定時の技術審査実施、及び最低価格の設定。
- ユーティリティを対象とした物価変動に伴う精算条項規定の設定。
- 引継ぎの費用負担の明確化と積算費用としての計上。
- 引継ぎの委託者主導化、並びに立会いの義務化。
- 官民双方のメリットが得られるよう、委託費の適正化。
- 競争性も考慮した優良受託者の業務継続化に向けた検討。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

(1) 民間事業者の適正評価を行うための仕組みづくり

1) 包括的民間委託に伴う監督・評価の留意事項について

1) 履行内容確認の対象について

- ・ 包括的民間委託では、受託者選定プロセスにおいて、民間事業者からの技術提案を評価対象とすることから、委託者の要求する仕様（委託者作成の仕様書、及び受託者作成の業務実施計画書等）に加えて、民間事業者からの技術提案事項を新たに履行確認の対象として追加することが必要である。

2) 対象業務の包括化による留意事項

- ・ 委託業務毎に仕様に基づく履行確認を実施することに加え、業務相互間の関連性（効率性、コスト縮減、維持管理の質の向上等）について確認することが望ましい。ただし、本留意事項については、民間事業者からの提案事項に含まれているケースも想定される。

3) 委託期間の複数年化による留意事項

- ・ 単年度業務委託時と同様に年度ごとの履行確認が必要であるほか、委託終了年度には、包括的民間委託業務の導入効果についての定期的評価^{注1)}が望ましく、この結果を持って今後の包括的民間委託の方向性を決定していく。

4) 第三者による評価

- ・ 原則として、評価は、委託者自身が行うことが望ましいが、学識経験者ら第三者を加えた委員会を設けることや外部に対して評価を委託することも、質の確保や透明性の向上という観点から有効な手段と考えられる。評価時期については、日常的評価^{注2)}や定期的評価^{注1)}の実施時期と併せて計画的に実施することが望ましい。

1) 包括的民間委託に伴う監督・評価の留意事項について

日常的評価

- ・業務履行状況の監視段階に行われるものであり、委託された業務が適正に履行されているか評価するものである。
- ・評価方法としては、業務実施計画書及び業務実施報告書等の書類確認、定期・不定期現場確認による。
- ・業務実施報告書では、例として、トラブル対応報告・修繕報告・物品調達管理報告等について記載されたものを確認する手法が考えられる。

定期的評価

- ・年1回程度のサイクルで実施するもので、包括的民間委託導入の効果等における総合的な評価をいい、契約完了時における評価も含まれる。評価の視点として、効率性（コスト）評価、業務履行状況評価等が挙げられる。
- ・効率性（コスト）評価では、官民双方のコスト縮減効果を評価する。業務履行状況評価では計画どおり履行しているか、緊急時の対応が適切であったか等について評価する。
- ・契約完了時においては、前述の効率性（コスト）評価、業務履行状況評価等について次期契約のために評価する。評価の結果によっては、包括的民間委託の可否、次期委託者選定要領や日常的・定期的評価のプロセス見直しが必要な場合も想定される。なお、この場合学識経験者や専門的知識を有する技術アドバイザー等の支援を得ることも有効と考えられる。

第3章 包括的民間委託導入時の検討事項

2) 民間事業者の適正評価を行うための仕組みづくり

全国の下水道部署正規職員数は年々減少の傾向にあり、下水道担当職員が5人以下の市町村は、全体の約4割(約587市町村)※となっている。

※第1回 下水道の事業運営のあり方に関する検討会資料

下水道部署の正規職員数が減少傾向にある中、民間事業者を適正評価するための技術力継承は喫緊の課題であり、包括的民間委託においても民間事業者の当該事業へのインセンティブを促すためには、民間事業者からの高度な技術提案や業務の履行状況を、委託者側においても適正に評価していくことが必要となる。

○国土交通省では、平成25年3月より「下水道の事業運営のあり方に関する検討会」における報告書(案)では、「各事業主体における組織体制確保」の中で、「各事業体において、最低限行わなければならない業務を実施するために必要な組織体制の確保を行うとともに、持続的な下水道サービス提供のために必要な人員、技術力の確保に努める必要がある。」としている。参考として、同報告書中における技術力継承に関する基本的な取り組みの方向性(一部抜粋)について、以下に示す。

他部局連携、広域連携等の検討

庁内他部局との連携・体制の共同化

- ・中小規模の自治体では、職員減少の中、少数の下水道担当職員のみで事業を行うには限界があるため、庁内他部局職員で情報共有や意思決定を行うなど、組織の横の連携による運営体制の強化を一層促進すべきである。

広域連携の推進

- ・職員の確保を図りつつも職員の増加が見込まれない事業体は、周辺市町村等との広域的な連携により複数の事業主体での最低限の事業運営体制確保することも検討が必要。その際、一部事務組合等の手法により、複数の市町村で下水道の組織体制を確保することも検討すべき。

公的機関や民間等による事業運営の補完の検討

- ・日本下水道事業団・都道府県・下水道公社等の公的機関、コンサルタント・建設業者・施設業者・維持管理業者等の民間等による補完を受けることを前提に組織体制の構築を図ることも検討すべき。

第4章 今後の課題について

4.1 事業効果の検証

事業の透明性および客観性の確保、効率性の確認と一層の向上を図るため、下水管路施設の管理業務に対して包括的民間委託を導入したことによる効果を検証することが重要である。検証に当っては、透明性や客観性の確保の観点から、第三者機関等の意見を求めることが望ましい。

項目	検証の視点
受託者へのインセンティブの確保	契約および業務において、受託者へのインセンティブが適切に与えられていたか確認を行う。
維持管理の効率化	発注者にとっては、事務が軽減されたこと、その他の事務の質が向上した事項等を検証し、受託者としては、新たな設備・技術の導入や作業等の創意工夫により効率化を図った事項等を検証する。
コスト縮減効果	複数業務のパッケージ化、予防保全型維持管理の導入に伴うコスト縮減効果を検証する。
下水道使用者へのサービスの維持・向上	道路陥没箇所数、管路の詰まり等事故発生件数、悪臭・騒音・振動に関する苦情件数等の調査等によって、下水道使用者へのサービスの維持、または向上の度合を検証する。

第4章 今後の課題について

4.2 管理業務以外のパッケージ化について

下水道管路施設の包括的民間委託については、管理業務以外の業務についてもパッケージ化することで、下水道事業全体としてより効率的・効果的となる場合も考えられる。一方で、発注方法や結果の評価等については複雑になることが想定されるため、パッケージ化の組合せに応じて、必要となる要件を検討・調整する必要がある。

下水管路施設の管理業務の他に、包括業務へのパッケージ化が想定される業務には以下のようなものがある。

- ①下水処理場等の維持管理業務
- ②長寿命化計画策定業務
- ③不明水対策計画策定業務
- ④改築設計業務
- ⑤施工管理業務 など

ただし、これらの業務を下水管路施設の管理業務に加えてパッケージ化する場合には、以下のような事項に留意する。

①資格要件等について

業務の組み合わせにより必要となる有資格要件が異なるため、適切な民間事業者を募集、選定できるような資格要件及び実績条件等の設定が重要である。

②財源について

設計・建設に係る業務など主たる財源が交付金となる業務をパッケージ化する場合、維持管理業務とは事業の性格が異なることより、充当する財源について整理し、関係機関との事前調整・確認を行うことが必要である。